

昭和五十二年労働省令第三十号

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）の規定に基づき、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則を次のように定める。（法第四十四条第一項第一号の厚生労働省令で定める日）

第一条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（以下「法」という。）第四十四条第一項第一号の厚生労働省令で定める日は、別表の中欄に掲げる特定漁業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。（法第四十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める状態）

第二条 法第四十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める状態は、法第二十条第二項の離職の日（以下「離職日」という。）前二間に毎年三月以上特定漁業に従事し、かつ、当該二間に毎年六月以上漁業に従事していたこととする。（法第四十四条第三項の厚生労働省令で定める期間）

第三条 法第四十四条第三項の厚生労働省令で定める期間は、同条第一項の漁業離職者求職手帳（以下「手帳」という。）の発給を受けた者に係る離職日の翌日から起算して三年とする。（手帳の発給の特例）

第三条の二 公共職業安定所長は、法第四十四条第一項に規定する者のほか、漁業離職者で次の各号のいずれかに該当すると認定したものに對しても、その者の申請に基づき、手帳を発給することができる。

一 法第四十四条第一項第一号から第三号までに該当する者であつて、離職日以後新たに安定した職業に就いた日の翌日から起算して一年以上にその者の責めに帰すべき理由又はその者の都合によらないで更に離職し、かつ、その離職の日が離職日の翌日から起算して三年を経過する日までの間にあるもの

二 法第四十四条第一項の規定により手帳の発給を受けた後において、新たに安定した職業に就いたことによりその手帳が同条第四項の規定により効力を失つた者であつて、当該職業に就いた日の翌日から起算して一年以内にその者の責めに帰すべき理由又はその者の都合によらないで更に離職し、かつ、その離職の日が離職日の翌日から起算して三年を経過する日までの間にあるもの

（手帳の発給の申請）

第四条 手帳の発給の申請は、法第二十条第二項に規定する船舶に伴う離職であることを証明する書類を添えて、離職日（前条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日）の翌日から起算して三月以内に行わなければならない。ただし、天災その他申請をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における申請は、その理由がやんだ日の翌日から起算して一月以内に行わなければならない。

第五条 公共職業安定所長は、手帳の発給の申請があつた場合において、当該申請をした者について、法第四十四条第一項又は第三条の二の規定による認定をしたときはその者に対して手帳を発給し、当該認定をしないこととしたときはその旨を文書によりその者に通知するものとする。（手帳の返納）

第六条 手帳の発給を受けた者は、法第四十四条第四項の規定により当該手帳がその効力を失つたとき、又は第三条に規定する期間が経過したときは、速やかに、当該手帳を公共職業安定所長に返納しなければならない。

（就職指導を受けるための出頭）
第七条 法第五十条第一項に規定する手帳所持者（以下「手帳所持者」という。）の同条第三項本文の規定による出頭の回数は、四週間に一回とする。

2 法第五十条第三項ただし書の場合においては、手帳所持者は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内に、公共職業安定所に出頭し、当該理由を記載した文書を公共職業安定所長に提出した上、同条第一項に規定する就職指導（以下「就職指導」という。）を受けなければならない。

（手帳の提出）
第八条 手帳所持者は、就職指導を受けるときは、その都度、手帳を提出し、就職指導に關して必要な事項の記載を受けなければならない。（法第五十条第三項第五号の厚生労働省令で定める理由）

第九条 法第五十条第三項第五号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。
一 同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の疾病又は負傷であつて当該手帳所持者の看護を必要とするもの
二 同居の親族の婚姻又は葬祭
三 選挙権その他公民としての権利の行使
四 法第五十条第三項第一号から第四号まで及び前三号に掲げる理由に準ずる理由であつて公共職業安定所長がやむを得ないと認めるもの
附則 抄
1 この省令は、昭和五十三年一月二日から施行する。

2 この省令は、令和十年六月三十日限り、その効力を失う。ただし、この省令の失効の際現に手帳所持者である者については、当該手帳が失効する日までの間は、なおその効力を有する。

3 漁業離職者であつて、離職日がこの省令の施行の日前であるものに対する第三条、第四条第一項、第十一条第一項、第十四条及び第十五条の規定の適用については、これらの規定中「離職日の翌日」とあるのは、「この省令の施行の日」とする。

附則（昭和五三年四月五日労働省令第一九号）
この省令は、公布の日から施行し、改正後の国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

附則（昭和五四年一月二五日労働省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

2 1
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十九号）別表第二号の二、第十号の二及び第二十四号に掲げる業種に従事していた漁業離職者であつて、離職日がこの省令の施行の日前であるものに対する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第三條、第三條の二、第四條第一項、第十一條第一項、第十四條及び第十五條の規定の適用については、第三條、第三條の二、第十一條第一項、第十四條及び第十五條の規定中「離職日の翌日」とあるのは、「この省令の施行の日」と、第四條第一項中「離職日（前条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日）の翌日」とあるのは、「この省令の施行の日（前条第一号に該当する者に係る同条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日の翌日）」とする。

2 1
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十九号）別表第一号の二に掲げる業種に係る漁業に従事していた漁業離職者であつて、離職日がこの省令の施行の日前であるものに対する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第三條、第三條の二、第十一條第一項、第十四條及び第十五條の規定の適用については、第三條、第三條の二、第十一條第一項、第十四條及び第十五條の規定中「離職日の翌日」とあるのは、「この省令の施行の日」と、第四條第一項中「離職日（前条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日）の翌日」とあるのは、「この省令の施行の日（前条第一号に該当する者に係る同条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日の翌日）」とする。

附則（昭和五四年一月二八日労働省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五五年四月五日労働省令第一二号）
この省令は、公布の日から施行し、昭和五十五年四月一日から適用する。

附則（昭和五五年五月三一日労働省令第一六号）
この省令は、公布の日から施行する。

2 1
1 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十九号）別表第九号の二に掲げる業種に係る漁業に従事していた漁業離職者であつて、離職日がこの省令の施行の日前であるものに対する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第三條、第三條の二、第四條第一項、第十一條第一項、第十四條及び第十五條の規定の適用については、第三條、第三條の二、第十一條第一項、第十四條及び第十五條の規定中「離職日の翌日」とあるのは、「この省令の施行の日」と、第四條第一項中「離職日（前条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日）の翌日」とあるのは、「この省令の施行の日（前条第一号に該当する者で同号のその離職の日がこの省令の施行の日以後であるもの及び同条第二号に該当する者に係る同条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日の翌日）」とする。

附則（昭和五六年一月一七日労働省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

2 1
1 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十九号）別表第一号の二に掲げる業種に係る漁業に従事していた漁業離職者であつて、離職日がこの省令の施行の日前であるものに対する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第三條、第三條の二、第四條第一項、第十一條第一項、第十四條及び第十五條の規定の適用については、第三條、第三條の二、第十一條第一項、第十四條及び第十五條の規定中「離職日の翌日」とあるのは、「この省令の施行の日」と、第四條第一項中「離職日（前条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日）の翌日」とあるのは、「この省令の施行の日（前条第一号に該当する者で同号のその離職の日がこの省令の施行の日以後であるもの及び同条第二号に該当する者に係る同条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日の翌日）」とする。

2 1
1 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十九号）別表第一号の二に掲げる業種に係る漁業に従事していた漁業離職者であつて、離職日がこの省令の施行の日前であるものに対する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第三條、第三條の二、第四條第一項、第十一條第一項、第十四條及び第十五條の規定の適用については、第三條、第三條の二、第十一條第一項、第十四條及び第十五條の規定中「離職日の翌日」とあるのは、「この省令の施行の日」と、第四條第一項中「離職日（前条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日）の翌日」とあるのは、「この省令の施行の日（前条第一号に該当する者で同号のその離職の日がこの省令の施行の日以後であるもの及び同条第二号に該当する者に係る同条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日の翌日）」とする。

十九号)別表第一号、第十二号、第十三号及び第十三号の二に掲げる業種に係る漁業に従事していた漁業離職者であつて、離職日がこの省令の施行の日前であるもの(次項において「対象漁業離職者」という。)に対する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第三条、第三条の二及び第四条第一項の規

定の適用については、第三条及び第三条の二中「離職日の翌日」とあるのは「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十一年労働省令第三十二号。以下「昭和六十一年改正規則」という。）の施行の日」と、第四条第一項中「離職日（前条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日）の翌日」とあるのは「昭和六十一年改正規則の施行の日（前条第一号に該当する者で同号のその離職の日が昭和六十一年改正規則の施行の日以後であるもの及び同条第二号に該当する者に係る同条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日（翌日）」とする。

（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条第二項第五号並びに第六条第一項第三号及び第二項の規定の適用については、第一条第二項第五号及び第六条第一項第三号中「離職日の翌日」とあるのは「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十一年労働省令第三十二号）以下（昭和六十一年改正規則という。）の施行の日」と、同条第二項中「当該各号に規定する離職の日翌日」とあるのは「昭和六十一年改正規則の施行の日」とする。

附則（昭和六三年五月六日労働省令第一六号）

の省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年三月一四日労働省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する

臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百十九号）別表第二号の三に掲げる業種に係る漁業に従事していた漁業離職者であつて、離職日がこの省令の施行の日以前であるもの（次項において「対象漁業離職者」という。）に対する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第三条、第三条の二及び第四条第一項の規定の適用については、第三条及び第三条の二中「離職日の翌日」とあるのは「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二年労働省令第三号。以下「平成二年改正規則」という。）の施行の日」と、第四条第二項中「離職日（前条の規定による申請にあつては、同条

各号のその離職日)の翌日」とあるのは「平成二年改正規則の施行の日(前条第一号に該当する者で同号のその離職の日が平成二年改正規則の施行の日以後であるもの及び同条第二号に該当する者に係る同条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日の翌日)」とする。

3 対象漁業離職者に対する雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条第一項第五号並びに第六条第一項第三号及び第二項の規定の適用については、第一条第一項第五号及び第六条第一項第三号中「離職日の翌日」とあるのは「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二年労働省令第三号。以下「平成二年改正規則」という。）の施行の日」と、同条第二項中「当該各号に規定する離職の日の翌日」とあるのは「平成二年改正規則の施行の日」とする。

附則（平成三年二月二五日労働省令第二九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する

臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百十九号）別表第二号に掲げる業種に係る漁業に従事していた漁業離職者であつて、離職日がこの省令の施行の日以前であるもの（次項において「対象漁業離職者」という。）に対する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の施行規則第三条、第三条の二及び第四条第一項の規定の適用については、第三条及び第三条の二中「離職日の翌日」とあるのは「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令（平成三年労働省令第二十九号）以下「平成三年改正規則」といふ。の施行の日」と、第四条第一頁中「離職日

日（前条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日）の翌日とあるのは「平成

三年改正規則の施行の日（前条第一号に該当する者で同号のその離職の日が平成三年改正規則の施行の日以後であるもの及び同条第二号に該当する者に係る同条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日の翌日）」とする。

3 対象漁業離職者に対する雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条第二項第五号並びに第六条第一項第三号及び第二項の規定の適用については、第一条第一項第五号及び第六条第一項第三号中「離職日の翌日」

とあるのは「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令（平成三年労働省令第二十九号。以下「平成三年改正規則」という。）の施行の日」と、同条第二項中「当該各号に規定する離職の日の翌日」とあるのは「平成三年改正規則の施行の日」とする。

附則（平成四年二月二日労働省令第三四号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十九号）別表第九号及び第十二号に掲げる業種に係る漁業に従事してゐる漁業離職者であつて、離職日がこの省令の施行の日前であるもの（次項において「対象漁業離職者」という。）に對する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第三条（第三条の二及

第四条第一項の規定の適用については、第三及び第三条の二の二「離職日の翌日」とあるの

は「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令（平成四年労働省令第三十四号。以下「平成四年改正規則」という。）の施行の日」と、第四条第一項中「離職日（前条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日）の翌日」とあるのは「平成四年改正規則の施行の日（前条第一号に該当する者で同号のその離職の日が平成四年改正規則の施行の日以後であるもの及び同条第二号に該当する者に係る同条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日）の翌日」とする。

3 対象漁業離職者に対する雇用対策法施行規則
(昭和四十一年労働省令第二十三号) 第一条第

一項第五号並びに第六条第一項第三号及び第二項の規定の適用については、第一条第一項第五号及び第六条第一項第三号中「離職日の翌日」とあるのは「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令（平成四年労働省令第三十四号。以下「平成四年改正規則」という。）の施行の日」と、同条第二項中「当該各号に規定する離職の日の日」とあるのは「平成四年改正規則の施行の日」とする。

附則（平成五年六月二八日労働省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年六月二六日労働省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年二月二四日労働省

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令の一部を改正する政令（平成

十年政令第四百七号)による改正後の国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令(昭和五十二年政令第三百二十九号)別表第六号に掲げる業種に係る漁業に従事していた漁業離職者であつて、離職日がこの省令の施行の日前であるもの(次項において「対象漁業離職者」という。)に対する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第三条、第三条の二及び第四条第一項の規定の適用については、同令第三条及び第三条の二中

「離職日の翌日」とあるのは「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規

則の一部を改正する省令（平成十年労働省令第四十三号。以下「平成十年改正規則」という。）の施行の日」と、同令第四条第一項中「離職日（前条の規定による申請にあつては、同条各号その年の離職の日）の翌日」とあるのは「平成十年改正規則の施行の日」（前条第一号に該当する者で同号のその離職の日が平成十年改正規則の施行の日以後であるもの及び同条第二号に該当する者に係る同条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日）の翌日」とする。

対象漁業離職者に対する雇用対策法施行規則（昭和四十二年労働省令第二十三号）第一条第

（昭和四十二年）金沢市令第一二五号、第一二五号第一項第五号並びに第六条第二項第三号及び第二項の規定の適用については、同令第一条第一項

項の持主の運用については、同令第一條第一項第五号及び第六條第一項第三号中「離職日の翌日」とあるのは「國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令（平成十年労働省令第四十三号。以下「平成十年改正規則」という。）の施行の日」と、同条第二項中「当該各号に規定する離職の日の日」であるのは「平成十年改正規則の施行の日」とする。

附 則（平成二二年一〇月三一日労働省令第四十一号）

今第四号）抄

抄

(施行期日)
第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
附 則（平成十三年六月一五日厚生労働省令第一三〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令の一部を改正する政令（平成十三年政令第二百四号）による改正後の国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十九号）別表第十三号に掲げる業種に係る漁業に従事していた漁業離職者であつて、離職日がこの省令の施行の日前であるもの（次項において「対象漁業離職者」という。）に対する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第三百三十号。以下「平成十三年改正規則」という。）の施行の日」と、同令第四条第一項中「離職日の翌日」とあるのは「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令（平成十三年改正規則）」とあるのは「平成十三年改正規則の施行の日（前条第一号に該当する者で同号のその離職の日が平成十三年改正規則の施行の日以後であるもの及び同条第二号に該当する者に係る同条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日の翌日）」とする。
3 対象漁業離職者に対する雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条第一項第五号並びに第六条第一項第三号及び第二項の規定の適用については、同令第一条第一項第五号及び第六条第一項第三号中「離職日の翌日」とあるのは「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第三百三十号。以下「平成十三年改正規則」という。）の施行の日」と、同条第二項中「当該各号に規定する離職の日の翌日」とあるのは「平成十三年改正規則の施行の日」とする。

附 則（平成二〇年六月二七日厚生労働省令第二十一号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二二年二月一八日厚生労働省令第一五号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二十五号）による改正後の国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令（昭和五十一年政令第三百二十九号）別表第八号及び第九号に掲げる業種に係る漁業に従事していた漁業離職者であつて、離職日がこの省令の施行の日前であるもの（次項において「対象漁業離職者」という。）に対する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第三号、第三号の二及び第四号第一項の規定の適用については、同令第三号中「離職日の翌日」とあるのは「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十五号。以下「平成二十一年改正規則」という。）の施行の日」と、同令第三号の二中「離職日の翌日」とあるのは「平成二十一年改正規則の施行の日」と、同令第四号第一項中「離職日（前条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日の翌日）」とあるのは「平成二十一年改正規則の施行の日（前条第一号に該当する者で同号のその離職の日が平成二十一年改正規則の施行の日以後であるもの及び同条第二号に該当する者に係る同条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日の翌日）」とする。
3 対象漁業離職者に対する雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第一項第四号並びに第六条第一項第三号及び第二項の規定の適用については、同令第一条第一項第四号中「離職日の翌日」とあるのは「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十五号。以下「平成二十一年改正規則」という。）の施行の日」と、同令第六条第一項第三号中「離職日の翌日」とあるのは「平成二十一年改正規則の施行の日」と、同条第二項中「当該各号に規定する離職の日の翌日」とあるのは「平成二十一年改正規則の施行の日」とする。

附 則（平成二五年六月二七日厚生労働省令第八三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年五月二二日厚生労働省令第六八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年五月一八日厚生労働省令第七六号）
この省令は、公布の日から施行する。

別表（第一条関係）

一	令別表第一号に掲げる業種に係る漁業	昭和六十一年四月二十六日
二	令別表第二号に掲げる業種に係る漁業	昭和五十五年十月二十日
三	令別表第三号に掲げる業種に係る漁業	平成三年二月十一日
四	令別表第四号に掲げる業種に係る漁業	昭和五十三年九月一日
五	令別表第五号に掲げる業種に係る漁業	平成元年六月二十四日
六	令別表第六号に掲げる業種に係る漁業	平成十年十月三十一日
七	令別表第七号に掲げる業種に係る漁業	昭和五十二年四月二十二日
八	令別表第八号に掲げる業種に係る漁業	平成二十年十一月二十四日
九	令別表第九号に掲げる業種に係る漁業	平成二十年十二月十二日
十	令別表第十号に掲げる業種に係る漁業	昭和五十二年四月二十二日
十一	令別表第十一号に掲げる業種に係る漁業	昭和五十三年九月一日
十二	令別表第十二号に掲げる業種に係る漁業	平成三年十二月二十一日
十三	令別表第十三号に掲げる業種に係る漁業	昭和五十二年四月二十二日
十四	令別表第十四号に掲げる業種に係る漁業	昭和五十二年三月四日
十五	令別表第十五号に掲げる業種に係る漁業	平成十二年十二月十五日
十六	令別表第十六号に掲げる業種に係る漁業	平成三年十二月二十一日